

産業廃棄物の処理に係る申出書

平成 年 月 日

神戸市長 笹山 幸俊 様

住所

氏名

電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者名

産業廃棄物の 積替え・保管  
中間処理  
埋立処分 事業を次のとおり行いたいので、貴課の意見を伺います。

事業予定地	所在地及び地積	神戸市東灘区 <input type="text"/> <input type="text"/> m <sup>2</sup> 神戸市東灘区 <input type="text"/> <input type="text"/> m <sup>2</sup> (詳細は別紙 1 のとおり)	
	用途地域	工業地域	
処理施設の種類及び能力	積み替え・保管施設 807 m <sup>3</sup> (最終処分場にあつては総敷地面積、埋立面積、埋立容量)		
メーカー名 (最終処分場にあつては設計者)	所在地 <input type="text"/> 電話 <input type="text"/> 名称 <input type="text" value="D 社"/>		
申出書の提出先	<input checked="" type="checkbox"/> 建設局総務部宅地開発指導課 <input type="checkbox"/> 建設局公園砂防部施設課 <input type="checkbox"/> 建設局公園砂防部計画課 <input checked="" type="checkbox"/> 建設局道路部計画課 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅局指導課 <input type="checkbox"/> 産業振興局農政計画課 <input checked="" type="checkbox"/> 消防局危険物保安課	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画局計画課 <input checked="" type="checkbox"/> 港湾整備局管理課 <input checked="" type="checkbox"/> 環境局指導課 <input type="checkbox"/> 理財局管財課 <input type="checkbox"/> 水道局計画課 <input type="checkbox"/> 教育委員会文化財課 <input type="checkbox"/> 兵庫県神戸農林事務所 <input type="checkbox"/> 兵庫県神戸土木事務所 <input type="checkbox"/> 兵庫県六甲治山事務所 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他必要な関係機関	受付印 ※ 環境局業務部 事業系ごみ対策課 13. 6. 4 第 号 受付
産廃課所見	※		

- (1) この申出書は、産業廃棄物処理施設の設置を前提としたものではありません。
- (2) 申出書の提出先については、上記の提出先以外の関係機関との協議が必要な場合があります。事業者において関係法令等を十分に把握し、必要な関係機関との協議をしてください。
- (3) この申出書の有効期間は、受付日から2年間です。
- (4) ※の欄には記入しないでください。

聞くところによりますと登録している分だけでももう2つ自治会があると聞いていますので、そこに対してもそれ以外の六甲アイランドの住民に対しても説明会をされるのかどうか、いまの時点できちっと教えていただきたいと思います。

○大塚課長 後ろのほうから申しますと、自治会に対しましてシティ自治会のほかの自治会につきましては、説明についての指導はしておりません。それから、住民の反応ですけども、いろいろございまして、何度も話し合いをしていくということですので、今後も話し合いがされていくと考えております。

車の出入りですけども、これにつきましては車両が38台の説明と、どんな車が通行するかについて、どのルートは何台、どんな車が通行するかを説明したというふうに聞いております。

○小林委員 最後にしますが、いまのお答えだと住民の反応というのが全然わからないというふうに聞こえるんですが、それがたいへん気になります。

それとやはり六甲アイランドというのは、一番現地から近いところの部分だけの問題ではなくて、あの橋、あのルートを渡ってくる以上はやはり全島の問題となると思いますので、特にいままでこういう問題というのは、地元の反対の声が結構ありましたので、やはり全部の自治会に対してきちっとした説明会、何度も何度も重ねていただくという指導はしていただきたいと思います。それは要望になりますけれど。

○安田会長 ありがとうございます。ほかに、ございませんか。

○田島委員 この産業廃棄物処理施設を神戸市全体としてどう位置づけてどう方向づけていくか、非常に重要な時期にきていると思います。リサイクル法という問題が出てきたり、あるいはまた神戸市の場合にこれまで布施畑で産廃をいくつか受けていましたが、これが受けられなくなるということになった場合に、産業廃棄物の中間処理、最終処理をどう位置づけてどういう具合にしていくかというのは非常に重要な問題だと思います。

建築基準法第51条では、都市計画においてその敷地の位置が決定していると、やっぱりそういうことを決定していくべきだと。こういう具合にまちづくり全体の中でここでそういうリサイクル団地をつくっていくとか、産業廃棄物の処理施設はこういう形で配置していく。あるいはまたどれだけ必要なかという問題もあって、非常に重要な問題なのです。

ところが、そういうことになっているけれども、この建築基準法第51条では、ただし書きで、都市計画上支障がないと認めた場合は許可していく。何かそういう重要な問題

て、1個ずつ出てきた場合にどうなるのかということを考えますので、こういうことについて、私はどうもなし崩しのやり方だし、産廃施設、中間処理施設はやっぱり必要な形になってくるわけですから、ちゃんと位置づけてやるべきで、こういう形で一つずつ認めていくというやり方については納得できないということを表明しておきたいと思っています。

○寺井委員 2点あるんですが、いまがれき類と廃プラスチックについての処理施設なのですが、これは神戸市全体で、おおよそ把握されている範囲でいいのですが、年間でのくらい発生していて、あと神戸市内でたとえば処理できる能力がどの程度のものか、まず教えてください。

それと、こういった都市計画審議会の中で議題として出されるということで、過去、直近で結構なんですけど、一、二例、そういった事例があればそれを教えていただきたいと思っています。

○大塚課長 産業廃棄物処理施設の付議案件につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。いままで、全部で7件ございます。12年度は1件でございますが、11年度につきましては2件です。付議させていただいたあと許可しております。

○高石主幹 産業廃棄物処理施設でございますが、今回立地を予定しております普通産業廃棄物の処理施設、この図の中に一部入っておりますけれども、神戸市内で36ほどの施設がございます。がれきと申しますのは、コンクリートガラ、アスファルトガラなどを処理する施設でございますが、市内に12の施設で、約200万トンほどの処理能力がございます。処理の実績につきましては、経済状況だとか工事の発注状況によって異なりますので明快な答えはできない状況でございますが、その範囲内でされております。

○寺井委員 どうもありがとうございました。

最後に、先ほど田島委員からもありましたように、民間からポコポコと申請が出てくるのではなくて、これも要望なんですけれども、やはり市、自治体が主導になってそういった施設を取りまとめて、ある場所で厳しい審査のもとに決定できないものかと思えます。そうすれば、こういった形で民間のほうから一つ一つ審議にかけるより、この場所でという形で逆に民間を誘致できるような形を取っていただきたい。できればですね。これは要望なので、ぜひともお願いします。

○安田会長 記録にとどめさせていただきます。

○安井委員 東灘区は私の地元でございますが、よく知っているのですが、1回目の話し

合いをして、2回目がつぶれて、3回目が三役との間で協定書を結ぶという段階でこれが提出されてきたと聞いております。何か急ぐ理由があるんでしょう。それは聞きません。協定書の内容が、たとえば仲良くしましょうというのも協定書であるし、1年に1回住民監査を受けましょうというのも協定書であります。協定の内容ということについても差し控えたいと思います。ただ、こういう施設が社会に必要な装置であるということも当然であるので、これは認めざるを得ないと思いますが、この搬入していく入り口が東明という御影地区の入り口になるのですね。その周辺の自治会の反応とか、その周辺がどうなっているのか伺いたい。それからもう一つ、やはり住民とよく話し合いをして住民が納得することを前提として進めていただきたい。これは要望にとどめます。

○安田会長 ありがとうございます。

他にご意見もないようでございますので、お諮りさせていただきたいと思えます。第11号議案の産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「反対」の声あり)

○安田会長 ご異議ありということですか。それでは、改めてお諮りいたします。

第11号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○安田会長 それでは、反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○安田会長 賛成多数でございます。よって、本議案は原案のとおり承認し、特定行政庁の神戸市長に答申いたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。事務局、何かありますか。

○村戸部長 委員の皆さま方におかれましては、非常にご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。また、慎重なご審議をありがとうございました。次回の審議会につきましては、日程が決まり次第連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

○安田会長 閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時40分

13年度

施設設置届出台帳

受付年月日	事業者名	事業所住所	施設の種類	処理する産業廃棄物の種類	処理能力	届出番号	備考
	代表者名	設置場所住所				届出年月日	
13.5.11	(株) 島文	東灘区岩屋中町4丁目2-7	積替・保管 施設	がれき類、金属くず、 汚泥、紙くず、木くず、 繊維くず、ガラスくず、 ゴムくず、廃プラスチック類	1144 m <sup>2</sup> 825.2 m <sup>3</sup> 2.5 m	1056	
	代表取締役 島田文六	東灘区住吉浜13番、14番				13.6.13	
13.5.27	翔隆産業(株)	中央区琴路町4-4-5	積替保管 施設	ガラス、金属くず、 汚泥、廃プラスチック類、 特管廃棄物、特管加			業の許可 H14.1.
	代表取締役社長 中川清昭	兵庫区遠矢浜1所18-5				1057	
9.3 <del>7.4</del> 13. <del>6.4</del>	D 社	東灘区向洋町 " " "	積み替え、 保管施設	廃プラスチック、 紙くず、繊維くず、木くず、 金属くず、陶磁器くず、 陶磁器くず	807.0 m <sup>3</sup>	1058 13. <del>13.6.4</del>	業の許可 H13.11.19
13.7.25	浜田商工(株)	中央区海岸通4-2-1	積替保管 施設	ガラス、陶磁器くず、 金属くず	1,000 m <sup>3</sup>	1059	収集運搬業の許可申請 なし
	代表取締役 浜田一	中央区港島中町5-1-1				13.7.25	
B.8.6	什才石油(株)	長田区龍池町9-1-34	積替保管 施設	廃油	4 m <sup>2</sup> 1.6 m <sup>3</sup>	1060 13.8.6	

申出書受付簿 (平成 年度)

受付日	申出者の住所・氏名	事業予定地の住所	事業の種類	備考
平成11年7月27日	神戸市長田区新藤島町2-2-11 神港衛生(株)	長田区新藤島町2-2-11	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成11年8月11日意見書回答 許可・届出第 号
平成12年6月9日	東京都港区赤坂1丁目5-15 日本パルク(株)	東灘区向洋町東2丁目2-2	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成12年6月6日意見書回答 許可・届出第 号
平成12年9月8日	神戸市灘区岩屋中町4丁目2-7 (株)島文	東灘区住吉浜町13番	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成12年10月6日意見書回答 許可・届出第 号
平成14年3月5日	羽谷商事	長田区新藤島	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成14年3月14日意見書回答 許可・届出第 号
平成14年4月3日	神戸市兵庫区水不通6丁目2-16 (有)山下商会	東灘区魚崎渡町27の38	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成14年4月19日意見書回答 許可・届出第 号
平成14年4月17日 5	枚方市長中坂4丁目10-3 久仁一(株)	東灘区遠大町4-31 天庫	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成14年7月1日意見書回答 許可・届出第 号
平成14年7月12日	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地 (有)大木サイクルセンター	東灘区向洋町東2丁目4	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成14年 月 日意見書回答 許可・届出第 号 14.9.4 取り下げ
平成14年8月5日	東京都文京区後妻1丁目7-27 産直産路(株)	東灘区御影浜町3-2	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成14年8月22日意見書回答 許可・届出第 号
平成14年10月25日	アヒツリテック 東灘区魚崎渡町21	東灘区魚崎渡町21	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成14年11月6日意見書回答 許可・届出第 号
平成14年12月19日	神戸市中区脇筋通町2丁目1-8 (株)極東インタープライズ	長田区新藤島町3丁目11.12	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成15年2月12日意見書回答 許可・届出第 号 取り下げ
平成15年1月30日	明石市大町石町2丁目8-2 田口建材(株)	西区白水2丁目52/	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成15年2月7日意見書回答 許可・届出第 号 14.2.19 取り下げ
平成15年1月30日	錦江仮設工業	西区白水2丁目	積替え・保管施設 中間処理・埋立処分	平成15年2月7日意見書回答 許可・届出第 号 14.2.19 取り下げ

平成 11 年 2 月 17 日

大本紙料株式会社

代表取締役 三原 武雄 様

神戸市港湾整備局管理課

課長 曾川 美伸

## 「産業廃棄物の処理に係る申出書」に関する意見について (回答)

平成 11 年 2 月 10 日付にて提出されたみだしの件について、下記のとおり回答します。

事業 予定地	地番及び地積	神戸市東灘区向洋町東 3 丁目 17 番地	9,992.31m <sup>2</sup>
	用途地域等	神戸港臨港地区 準工業地域	
処理施設の 種類及び 処理能力	<p>○ 廃プラスチック類の破碎施設 1 基</p> <p>種 類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず</p> <p>以上 4 種類</p> <p>能 力：20 トン/日 (8 時間稼働)</p> <p>破碎機電動機：160 Kw</p>		

## 記

 意見はありません。 次の意見を付けます。

古紙等保管物が場外に散乱しないよう環境美化に十分配慮し、当該臨港地区  
に所在する事業者の事業活動の支障とならないよう万全を期すこと。

神住建指第467号  
平成11年2月18日

大本紙料株式会社

代表取締役 三原 武雄 様

神戸市住宅局建築部  
指導課長

「産業廃棄物の処理に係る申出書」に関する意見について（回答）

平成11年2月10日付にて提出されたみだしの件について、下記のとおり回答します。

事業 予定地	地番及び地積	神戸市東灘区向洋町東3丁目17番地	9,992.31㎡
	用途地域等	神戸港臨港地区 準工業地域	
処理施設の 種類及び 処理能力	○ 廃プラスチック類の破碎施設 1基 種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず 以上4種類 能力：20トン/日（8時間稼働） 破碎機電動機：160Kw		

記

意見はありません。

次の意見を付けます。

当該業務における廃プラスチック類の破碎施設に限っては、  
建築基準法外条の対象となりません。